（毎週火・金曜日発行）

県章

山形県公報

令和８年10月１日（木）

号　外（35）

目　　次

規　　則

○山形県行政組織規則の一部を改正する規則……（人　事　課）…１
○山形県財務規則の一部を改正する規則……（会　計　局）…同

訓　　令

○行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令……（人　事　課）…２

規　　則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月１日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第50号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則（昭和39年４月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「みらい企画創造部各課」を「みらい企画創造部各課室」に改める。

第９条第１項の表みらい企画創造部の項中

「

交通プロジェクト推進課	米沢トンネル（仮称）整備推進担当、航空政策担当、空港整備担当

」を

「

交通プロジェクト推進課	米沢トンネル（仮称）整備推進担当、空港整備担当
航空政策室	航空政策担当

」に改める。

「第２目　みらい企画創造部各課の分掌事務」を「第２目　みらい企画創造部各課室の分掌事務」に改める。

第14条の見出し中「各課」を「各課室」に改め、同条第１項中「各課」を「各課室」に改め、同項第１号ト中「部内他課」を「部内他課室」に改め、同項第５号中ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからへまでとし、同項中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 航空政策室

イ　空港利用の促進に関すること

第200条第１項の表中「西村山新病院整備推進室」を「航空政策室、西村山新病院整備推進室」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月１日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第51号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号、第６条第１項及び別表第１第２項組織の区分の欄中「地域交通政策課」を「航空政策室、地域交通政策課」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　　令

山形県訓令第16号

庁　　中
出先機関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和８年10月１日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

（山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部改正）

第１条　山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「課長（」を「課長（航空政策室長及び」に改める。

第７条第１項中「課長補佐、」を「課長補佐、航空政策室及び」に改める。

第12条第２項中「関係課（」を「関係課（航空政策室及び」に改める。

別表第１の備考第５項の表中「地域交通政策課」を「航空政策室、地域交通政策課」に改める。

（山形県公印規程の一部改正）

第２条　山形県公印規程（昭和35年４月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「課長（」を「課長（航空政策室長及び」に改める。

（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第３条　山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年８月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「及び」を「、航空政策室長及び」に改める。

第７条第２項中「及び」を「、航空政策室及び」に改める。

第10条第５項中「課、」を「課、航空政策室、」に改める。

（農村地域産業導入推進協議会規程の一部改正）

第４条　農村地域産業導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「地域交通政策課長」を「航空政策室長、地域交通政策課長」に改める。

（山形県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

第５条　山形県職員の職務発明等に関する規程（昭和52年４月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「課長（」を「課長（航空政策室長及び」に改める。

（山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第６条　山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年８月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「課（」を「課（航空政策室及び」に改める。

（山形県業務管理規程の一部改正）

第７条　山形県業務管理規程（平成20年８月県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第２条中「及び」を「、航空政策室長及び」に改める。

（山形県公文書管理規程の一部改正）

第８条　山形県公文書管理規程（令和２年３月県訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「課（」を「課（航空政策室及び」に改め、同条第２項中「課長（」を「課長（航空政策室長及び」に改める。

別表第２第１項の表中「

	地域交通政策課	地交

」を

「

	航空政策室 地域交通政策課	航政 地交	に改める。

」

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和８年10月１日印刷　　発行所　山　形　県　庁
令和８年10月１日発行　　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。